

第2回 東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会〈議事要旨〉

1 会議概要

日時：令和5年9月8日（金曜日）10時00分から12時08分まで

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

2 議事内容

(1) 婦人保護施設退所者ヒアリング

【委員長等からの質問に対する婦人保護施設退所者の回答】

- ・婦人保護施設には5年7か月入所。退所してから約1年半経過しており、現在はアパートで独り暮らしをしている。派遣により週5日勤務している。
- ・今でも施設の職員から電話をもらったり、施設に対する寄付（米等の食べ物）を自宅まで持ってきてくれたり、就職の面接のために服を貸してくれるサポートがあり、助かっている。
- ・体調を崩した時などのサポートがあるといいと思う。
- ・入所している間に、若い入所者が増えた。施設は少し年齢が上の方に対する対応になっていると感じたので、もっと若い人に向けたサポートがあるといいと思う。
- ・行政について改善してほしいと感じるのは支援措置の手続について。1年ごとに更新をしなければならないことである。役所で更新の度に同じ説明が必要であり、たらい回しにされてしまうこともある。
- ・身内との縁が切れており、就職の際など、緊急連絡先を必要とする場合、困ることがある。そういった部分を行政にサポートしていただけるといいかと思う。
- ・入所中、裁判に対するサポートがあったことは大きかった。裁判で、医師の意見書の提出が必要だったが、施設で病院を紹介してくれたため、助かった。
- ・一時保護から裁判にいたるまで、同一の婦人相談員のサポートがあったことも大きかった。
- ・婦人保護施設の入所期間を決めるということについては、反対である。自分の場合は裁判もあった。裁判には時間を要するし、生活の基盤をつくり、メンタルの回復をするのにも時間がかかった。

【主な意見等】

- ・施設において、退所者が体調を崩した時などの対応は課題であり、サポートができるようにしたい。住所は秘匿であるものの、退所者だけではなく、地域の方々の支援にも力を発揮できるといい。
- ・退所後、地域移行になった際の支援に婦人相談員の手も伸びていかないため、社会資源や人員体制があるといい。

- ・人によって SOS を出しにくい人もいるのではないか。困ったときにはきちんと SOS を出せるよう、支援者はコンタクトをとってほしい。

(2) 計画体系（案）の検討

【事務局からの説明】

- ・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に基づき、盛り込むことが望ましいとされた施策を資料4に記載している。3章立てで考えており、第1章には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針」として「1 基本的な考え方」、「2 現状及び課題」、「3 基本目標」という構成にする考えである。「現状」は、第1回の委員会で示したデータ等を掲載し、「課題」には、今後行う調査やヒアリングの内容も踏まえ、整理したものを盛り込む予定。第2章は「困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項」であり、「1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方」、「2 支援に関わる団体・機関等について」、「3 困難な問題を抱える女性への支援の内容」、「4 支援の体制」、「5 支援調整会議」、「6 教育・啓発」、「7 人材育成・研修」、「8 調査研究等の推進」を入れている。

第3章は「その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項」とし、「その他の支援施策」と「基本計画の見直し」について掲載する予定である。

【主な意見等】

- ・「現状及び課題」についてはもう少し検討委員会での議論が必要。
- ・東京都では女性相談センターでの一時保護を経ず婦人保護施設で一時保護をして、その後その施設に直接入所する取組を試行しているが、それについても課題を整理して計画に盛り込んでいただきたい。
- ・民間団体との連携は現場としても課題であり、どのように連携していくのかというところの見せ方は、ポイントの一つ。支援調整会議についても東京都のイメージについて検討する時間を持ちたい。
- ・都市部と市部を抱える東京都の特殊性を計画に盛り込んでいただきたい。ト一横問題については必ず触れてほしい。

【主な意見に等に対する事務局からの説明】

- ・今後、調査やヒアリングによりデータを収集する。そのデータも含めて第4回の委員会で計画の素案を示すので、その中で、意見をいただき、それを整理したうえで最終的な計画を作成するようにしたい。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援内容・支援体制

【事務局からの説明】

- ・資料5には、計画に盛り込む「困難な問題を抱える女性への支援の内容」及び「支

援の体制等」について、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」から抜粋している。「支援の内容」として①アウトリーチ等による早期の把握 ②居場所の提供 ③相談支援 ④一時保護 ⑤被害者回復支援 ⑥生活の場を共にすることの支援 ⑦同伴児童等への支援 ⑧自立支援 ⑨アフターケア。「支援の体制等」として、①女性相談支援センター ②民間団体との連携 ③関係機関との連携 ④配偶者暴力防止法等に基づく施策との関係 ⑤支援調整会議 ⑥教育・啓発 ⑦人材育成・研修 ⑧調査研究等の推進 を挙げている。

【関連する施策についての都の各局からの説明】

- ・資料6に基づき委員及び幹事が都の施策を説明。

【主な意見等】

- ・「都と区市町村の役割」について計画の盛り込んでいただきたい。区市の婦人相談員についてその区市における役割を明確化していくことが必要。
- ・性被害の支援プログラムや性教育の包括的な内容等も女性福祉の政策として必要ではないか。
- ・国や都の統計の出し方の精査や国庫補助金の対象、支援調整会議等についても議論が必要。